

(一社)日本気象予報士会北海道支部会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本支部は、一般社団法人日本気象予報士会（以後、日本気象予報士会とよぶ）会則第11条に基づく地方支部とし、「日本気象予報士会北海道支部（以後、本支部とよぶ）」と称する。

(目的)

第2条 本支部は、日本気象予報士会の支部として、会員相互の親睦や情報交換などのほか、地域に根ざした様々な活動に取り組みながら、予報士としての自己研鑽と合わせ、地域へ貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 本支部は、前条の目的を達成するために、次の取り組みを行う。

- (1) 気象現象の理解や現象の予報技術向上に関する調査または研究
- (2) 気象現象の理解や現象の予報に関する自己研鑽の機会の企画、開催
- (3) 地域社会へ気象予報や各種気象情報の理解を深めるための普及啓発活動
- (4) 相互親睦や情報交換の場の提供および運営
- (5) その他支部の目的を達成するために必要な活動

第2章 会員および組織

(支部会員)

第4条 本支部の会員は、日本気象予報士会会員情報管理ページにおいて、北海道支部会員に登録されたものとし、支部会員と呼ぶ。ただし、本支部の運営等の意思決定に参画するための支部総会の議決権を有するためには、次条の一般会員としての登録を必要とする。

(一般会員)

第5条 支部会員のうち、本支部の運営等の意思決定に参画するための支部総会の議決権を有する会員を一般会員として定める。

2 一般会員に登録するためには、別途支部長あてに参加登録を申込み、承認を受けることとする。

3 前項において参加登録承認を受けた一般会員が登録を取り消す際には、その旨を支部長へ届け出ることとする。

4 総会開催までの過去1年間において、本支部が実施する取り組みに参画の実績が無い（支部内での各種連絡に対して回答などを含む）場合、原則として一般会員登録を取り消す意思があるものとして、第3項に順ずる措置を行うこととする。ただし、止むを得ない事情があり、参加登録の意思が確認できた場合は、これを除く。

(賛助会員)

第6条 既に他支部に登録している日本気象予報士会会員，または，日本気象予報士会会員として在籍していない者は，支部長宛の登録申請と承認によって賛助会員となることができる。賛助会員は，本支部の運営等の意志決定のための議決権は有さないが，総会などにはオブザーバーとして参加できる。

2 前条第2項から第4項は，賛助会員に対しても適用する。

(役員)

第7条 本支部に，次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 若干名
- (3) 会計 1名

2 支部長，副支部長および会計は，一般会員の中から支部総会において選出する。

(役員の仕事)

第8条 支部長は，本支部を代表し，会務を総括する。

2 副支部長は，支部長を補佐し，支部長に事故ある時は，予め支部長が指名する副支部長がその職務を代理する。

3 会計は，本支部の収入および支出に関する事務を担当し，その結果について報告する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は，選出された支部総会から次の支部総会までとする。

2 役員は，再任されることができる。

3 役員が一般会員の要件を満たさなくなる際は，支部長に申し出て後任者を推薦し，一般会員の承認を得ることとする。

(その他の役職)

第10条 本支部の運営に必要な役員以外の役職については，必要の都度，支部長がこれを定め，一般会員の承認を得ることとする。

(支部総会)

第11条 支部総会は，第5条の規定に定められた一般会員を持って構成する。

2 支部総会は，年間に一度開催することとする。

3 支部総会では次の事項を議論し，決定する。

- (1) 活動および会計報告
- (2) 活動および予算計画
- (3) 役員の仕事
- (4) 会則の改正
- (5) その他本支部の運営に関して重要な事項

4 支部総会は，支部長が招集する。

5 支部総会は，第5条に定められた一般会員の過半数の出席（委任による数を含む）により成立する。

6 支部総会における決議は、支部総会へ出席した一般会員の過半数をもってこれを決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第3章 会計

(会計)

第12条 本支部の運営に必要な経費は、日本気象予報士会から配分される支部活動経費、寄付およびその他収入を持ってあてる。

2 事業に伴い発生する収入および支出のうち、謝金、交通費、旅費、日当については別途定める細則に基づき処理する。

(会計年度)

第13条 本支部の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第4章 相互親睦や情報交換方法等

(方法)

第14条 第3条(4)に定める相互親睦や情報交換の場については、支部 Web サイトおよび支部メーリングリスト(以降、支部 ML と呼ぶ)により実現するものとする。

(支部 Web サイト)

第15条 本支部に各種情報提供、情報共有などを目的とした支部 Web サイトを置く。

2 支部 Web サイトは日本気象予報士会が運営するサーバの領域を利用して運営するものとする。

3 支部 Web サイトの安定かつ安全な運用を図るため、支部 Web サイトの利用者は第5条に定める一般会員および第6条に定める賛助会員とする。

4 支部 Web サイトの安定かつ安全な運用を図るため、一般会員の中から管理者を選定する。

(支部 ML)

第16条 本支部の各種活動等の連絡案内、情報共有などを目的に支部 ML を運用する。

2 支部 ML は日本気象予報士会から提供される機能を利用して運営するものとする。

3 支部 ML の安定かつ安全な運用を図るため、支部 ML の利用者は第5条に定める一般会員および第6条に定める賛助会員とする。

4 支部 ML の安定かつ安全な運用を図るため、一般会員の中から管理者を選定する。

第5章 雑則

(雑則)

第17条 この会則に定めるもののほか本支部の運営に必要な事項は、支部長が別に定める。

附則

本会則の運用は本支部設立総会での承認を持って開始する。

平成 23 年 1 月 15 日制定

平成 28 年 5 月 21 日改正